

令和4年度 地域活性化に係る議論の場 事業協力者 募集要項

令和4年8月1日

協力依頼者 神奈川県県西地域県政総合センター所長 荒井 範郎

1 協力を求める事業（以下「事業」という。）の名称

令和4年度 地域活性化に係る議論の場 実施事業

2 協力を求める事業の内容等

別添「令和4年度地域活性化に係る議論の場実施事業 事業協力を求める内容」のとおり

3 事業への協力を求める期間

事業実施に関する覚書の締結日から令和5年3月24日（金曜日）まで
ただし、これにかかわらず、協力実施後の謝礼支払いによって、協力を求める期間は終了とします。

4 謝礼

事業協力者に対して、申出のあった協力内容等を勘案して、あらかじめ最大45万円（※消費税及び地方消費税、その他の税を含む）の範囲で額を決定し、協力の実施後、実際の協力状況と照らして額を調整したうえで、謝礼をお支払いします。

5 事業の協力をいただく方の資格

事業協力申出書の提出期限（提出期限の末日）から覚書締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (2) 本事業の協力を行うための安定的かつ健全な財務体質を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当する者でないこと。
- (4) 過去2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 過去6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- (6) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- (7) 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

6 スケジュール

- (1) 参加意思表明書の受付 令和4年8月5日（金曜日）（必着）
- (2) 質問書の受付 令和4年8月5日（金曜日）（必着）

- (3) 質問に対する回答 令和4年8月9日（火曜日）（予定）
- (4) 事業協力申出書の受付 令和4年8月15日（月曜日）17時まで（必着）
- (5) 選考委員会の開催予定日 令和4年8月17日（水曜日）（予定）
- (6) 選定結果の通知 令和4年8月26日（金曜日）（予定）

7 参加手続き

(1) 参加意思表明書及び事業協力申出書等の様式の入手

参加に必要な様式は、神奈川県県西地域県政総合センターのホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2g/kenseipj/mirai-meeting2022.html>) からダウンロードするか、県西地域県政総合センター企画調整部企画調整課（小田原市荻窪350-1、小田原合同庁舎3階）で受け取ってください。

(2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書（様式1）を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書（様式1）

イ 提出期限 令和4年8月5日（金曜日）（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出先 県西地域県政総合センター企画調整部企画調整課

※ 持参も可としますが、新型コロナウイルス感染拡大防止観点から郵送を推奨します。

(3) 質問の受付及び回答

事業協力申出書に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。質問に対する回答は、全ての参加意思表明書の提出者に対して、ファクシミリ又はお問い合わせフォームにて行います。

ア 提出書類 質問書（任意様式）

※ お問い合わせフォームによる質問の場合は、電子ファイルの添付はできませんので、文字情報のみにより質問を記載し、送信してください。

イ 提出期限 令和4年8月5日（金曜日）（必着）

ウ 提出方法 ファクシミリ又はお問い合わせフォーム

エ 提出先 県西地域県政総合センター企画調整部企画調整課

（ファクシミリ 0465-32-8111

お問い合わせフォーム <https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=6170&accessFrom=>

オ 回答日 令和4年8月9日（火曜日）（予定）

(4) 事業協力申出書等の提出

参加意思表明書を提出した者は、別添「事業協力申出書作成要領」に基づき、事業協力申出書及び必要経費算出書等を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 事業協力申出書（様式2～5）

(イ) 必要経費算出書等（内訳明細を含む。任意様式）

a 内訳には、事業への協力を行うために通常必要となる経費の項目毎の金額を記載してください。

b 事業の協力内容に対する謝礼の決定等の参考とするためのもので、見積書ではありません。宛名は必要ありません。

イ 提出部数 3部 ※1部のみ正本とし、残り2部は複写で可とします。

ウ 提出期限 令和4年8月15日（月曜日）17時まで（必着）

エ 提出方法 持参又は郵送

※ 持参も可としますが、新型コロナウイルス感染拡大防止観点から郵送を推奨します。

オ 提出先 県西地域県政総合センター企画調整部企画調整課

8 選定方法

(1) 選定基準

選考委員会を設置し、事業協力申出書の内容に基づいて審査を行い、選定します。

審査項目	審査内容	配点
1 協りに当たっ ての基本的事項	・協りに当たっての総合的な考え方 ・実施体制及びスケジュールについて ・映像、シンポジウムなどの事業実績	30点
2 協力内容に関 する事項	・シンポジウムに対する協力項目 ・シンポジウムに対する協力内容 ・地域活性化に関する継続的な議論の場「未来ミーティングかながわ（Facebookグループ）」の周知等に対する協力内容	40点
合計		70点

- ・総得点（各委員の得点の合計）が最も高い提案を採択します。
- ・総得点と同点の提案があった場合は、委員の投票により決定します。
- ・審査項目に著しく低い点数があった提案は、合計得点及び順位いかんに関わらず、不採用となる場合があります。
- ・有効な提案書が1つに限られる場合は、選考委員会の意見の聴取を省略する場合があります。

(2) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び事業協力申出書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- エ その他本募集要項に違反すると認められたとき。

(3) 選定結果の通知

令和4年8月26日（金曜日）（予定）

9 事業協力に関する覚書締結手続き

次のとおり事業協力に関する覚書の締結手続きを行います。

- (1) 選定された申出者は、協力依頼者と別途協議を行い、協議が整った場合には、覚書締結となります。
- (2) 覚書締結の際に内容を一部変更することがあります。
- (3) 選定された申出者との協議が整わない場合は、申出次点者と同様の覚書締結手続きを行います。

10 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、参加者名等は、公表しますが、審査結果については、採用者以外は特定されない方法で公表します。
- (6) 発注者が、事業協力申出書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。

11 問合せ先

〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1

神奈川県県西地域県政総合センター企画調整部企画調整課

担当者 福田

電話 0465-32-8903（直通）

ファクシミリ 0465-32-8111

県公式ウェブサイト <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2g/cnt/f417344/>

上記ページに掲載されたお問い合わせフォーム（県西地域県政総合センターへのお問い合わせフォーム）も利用できます。